

確認のポイント (法人)

<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">印</div>		令和 年 月 日	申告書提出日	納税地	通算グループ整理番号	青色申告 一連番号
電話() - ()		事業年度分の日	申告書提出日	通算法人整理番号	整理番号	事業年度
フリガナ	法人区分	事業種目	売上金額	法人番号	法人区分	申告区分
代表者	同非区分	同納税地及同法人名等	法人税	住所	地方	法人税
住所	添付書類	申告書提出の有無	税理士法第30条の普通提出有	税理士法第33条の2の普通提出有	税理士法第33条の2の普通提出有	税理士法第33条の2の普通提出有

令和 年 月 日	事業年度分の日	申告書提出日	令和 年 月 日	申告書提出日
令和 年 月 日	課税事業年度分の日	申告書提出日	令和 年 月 日	申告書提出日

所得金額又は欠損金額 (別表四(52)の①)	1		所得税の額 (別表六(一)6の①)	16	
法人税額 (52) - (53) + (54)	2		外国税額 (別表六(一)24)	17	
法人税額の特留控除額 (別表六(一)5)	3		控除した金額 (12)	19	
税額控除超過額相当額等の計算 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	4	000	控除された金額 (18) - (19)	20	
同上に対する税額 (74) - (75) + (76)	5	000	この申告による交付金額 (20)	21	
留保税留保金額 (別表三(一)4)	6	000			
同上に対する税額 (別表三(一)8)	7	000			
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9				
戻付金 (別表六(一)15) + (別表六(一)16) + (別表六(一)17) + (別表六(一)18) + (別表六(一)19) + (別表六(一)20) + (別表六(一)21)	10				
戻付金に基づく法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	11	000			
中間申告分の法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	12	000			
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	13	000			
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	14	000			
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	15	000			
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	29		外国税額 (別表六(一)24)	42	
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	30		中間申告分	43	
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	31	000	計 (42) + (43)	44	
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	32		この申告の金額に申告する法人税額 (44) - (45)	45	
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	33		この申告の金額に申告する法人税額 (44) - (45)	46	
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	34		この申告の金額に申告する法人税額 (44) - (45)	47	000
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	35		この申告の金額に申告する法人税額 (44) - (45)	48	000
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	36				
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	37				
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	38				
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	39	000			
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	40	000			
課税額 (別表六(一)24) + (別表六(一)25) + (別表六(一)26)	41	000			

【確認のポイント】

- 税務署の受付印が押印されていること。
- 確定申告の売上金額が1,000万円以下であること。